

第6回（仮称）大口町子ども条例制定検討委員会

日時：令和7年8月6日

13時30分～14時20分

場所：大口町健康文化センター1階

機能回復訓練室

事務局（課長）： [あいさつ・欠席委員報告・資料確認]

次第1：委員長あいさつ

委員長：[あいさつ]

本日もどうぞよろしくお願いいたします。大口町こども条例（案）、本日は条例（案）の承認について、最終的にご議論いただくというそういう場となりました。条例制定のスケジュールが延期になる等もありましたが、この委員会で委員の皆様には本当にいろんなご意見頂戴できて、貴重なご意見頂戴できて大変お世話になり、私も勉強させていただきました。ありがとうございました。この条例（案）の中には、第3条にこどもにとって大切な権利というものがある。すごく様々な権利が記載されています。改めて見ていて思ったんですけど、差別や暴力、犯罪からこどもが守られる権利というのはもちろんなんですけれども、それ以外にも遊ぶことだったり、学ぶことだったり、個性が認められることだったり、それからこれは大口町らしいところかなと思うんですけども、自然に親しむことという、いわばこどもがよりよく育つことを保障する権利といいますか、こどものプラスの方向への発達を促すという意味でのそれを保障するという意味合いの権利が含まれているというのがとても大事なところかなと、発達する権利という風に言われたりもしておりますが、大事なところで、また、この部分の実現というのが大口町らしい子育てや子育てにつながる部分なのかなということを今回の条例（案）の前文からもう一度拝読させていただいたときにそう感じました。この後、条例制定後は、このこども条例の理念の普及啓発していくこと、それから、具体的な取組につなげていくということが次の課題になるかと思います。発達する権利ということを見ると、既に大口町ではさまざまな行事があったり、地域のボランティア活動等があって、かなり充実しているという風に今回の委員会の中で教えていただきました。そこが大口町の得意分野なのかなと思いますので、その得意分野をさらによいものにしていくということも必要でしょうし、やっぱり他方、相対的に手薄になっているところというのもあるかと思うので、そういう部分については、精査して改善していくということ、この条例（案）の考え方をベースにしていっていただくことが必要かなと。そのためにもより多くの地域の方々にこの条例の理念について、もちろん当事者であるこどもたち自身も含めて、この考え方を理解し、共有していただくということがすごく大事になるかなと思います。普及啓発活動、具体的な取組につなげていただけるようお願いいたします。本日は改めましてもう一度条例（案）についてご意見賜ればと思います。よろしくお願いいたします。

次第2：議題

（報告事項）（1）大口町こども条例（案）パブリックコメントの実施結果について

事務局：[説明]

※資料1「大口町子ども条例（案）パブリックコメントの実施結果について」に基づいて説明

次第2：議題

（協議事項）（2）大口町子ども条例案について

事務局：[説明]

※資料2「大口町子ども条例案」に基づいて説明

事務局：パブコメ後ではあるんですけど、職員から意見をもらって、表現の統一というか、表記の統一をはかりたい部分が2か所ありまして、まず第3条3号の「健康に生き、適切な医療が受けられること」と9号の「自分が持っている力を伸ばすための必要な支援を受けること」、10号も最後「受けること」、16号が「受けられること」となっているので、ここ統一をしたくてですね、9号と10号の「受けること」を「受けられること」に修正をしたいと思いますので、またご意見いただければ。これ修正した部分は、パブコメの結果と一緒に修正していますということで公表したいと思います。あともう1点、（資料2）6ページの第14条の第1項と第2項なんですけど、14条（第1項の）2行目に「保障していく」ってありますよね。これと下に2行下がっていただくと「保障するために」となっていて、ここも同じ意味なんですけど違う表現なので、上の第1項の「保障していく」を「保障するために」という風に第1項の方を修正していきたいと思っておりますので、ここ2点ご了承いただけたらなと思います。他にもこういったのありましたら、教えていただけたらなと思います。

委員長：表現で結構変わりますよね。今の修正のところで何かご意見ありますか。第3条の今の「受けられる」か「受ける」か受け身にするかどうかというところなんですけど、どちらかに統一というのはよくわかるんですけど、どっちにするかって他のことのバランスもいりそうかなと思うのと、子どもを主体に置いた言い回しにするのか子どもが受け身の形の言い回しにするのかって、ちょっと結構微妙な問題があるような気がするんですけども、今のお話しだと全部「受けられる」にされるという話ですか。「受ける」ではなく？それは何か意図が？

事務局：意味を調べたり、子ども基本法や子ども大綱の表現を調べてみたんですけど、この「受けられること」という表現が圧倒的に多くてですね、他の自治体の条例もそうなんですけど、「受けること」というのは、受験するとかそういった意味合いが強く、受けられるっていう受けることができる、受けなくてもいいんだけど受けることができるという意味で「受けられること」が使われてるのが多いのかなという風に調べたところ思いましたので、「受けられる」の方が適切かなという判断なんですけど、これはいろんな意見があると思うので。

委員長：受け身っていう意味よりは、可能っていう意味で？

事務局：そうですね、そっちの意味で。

委員：他にも「受ける」というところは「受けられる」に全部直すの？

事務局：おっしゃるとおりあるんですけど、そこはあえて直さないです。

委員：パブコメの意見の中の子どもの意見と考えたところと大人の意見、前文なんですけ

ど、分かるようにというのが、やっぱりちょっと自分関わっていたのでその思いが強いんですけど、読み込めば分かるというのは傲慢かなと自分は思います。それは大人目線かなと思うので、こどもがここ自分が書いたとこだとかこどもが考えてくれているとこだというのが分かる方がいいのかなと。文言を変えろとかはたぶん難しいと思うので、何かしら見た目で分かるようにしておいてあげれば説明がしやすいのかなとは思いますが。この文を読んでじゃあどこがこども考えた？って、関わってるんで分かるんですけど、関わっていないと全く分からないと思います。最初が主語がもう大人で始まっているんで、大人が書いてくれたのをこどもがいいよって言ったのかなと思うように受け取れるところがあると思ったので、何かしら表現で変えてほしいなとは。文言を変えろとはたぶん難しいので言わないですけど。例規上の難しいことがあるんですね。

事務局：そうなんですよ。

委員：そこがこどもからしたらそんなこと知らないよ、なので。それは大人の事情なので、こども目線で考えるなら、もうちょっとこどもも分かりやすくしてあげて。それを逐条解説でやりますよも大人目線だと自分は思うんですけど、他で説明しているんだからこれはこれでいいでしょっていうのはちょっと傲慢かなと自分は思いました。難しいことを言っているのは分かっています。以上です。

事務局：最初は一行開けてたんですよ。

委員：ですよ、そうなりますよね、段をちょっと1個ずらすとかなっちゃうんですよ。

事務局：「」も考えたんですけど、「」の強調は用語の強調に使うので、文章の強調になっちゃうのと「」を付けたところでその「」が何を指しているのかというのが分からないので、またその説明を付記するのかというのもありまして、非常に、読めば分かるんですけど、ものすごく悩むところ、苦しいところなんですよ。

委員：難しいことを言っていることは分かっています。読めば分かるは確かに読めば分かります。

事務局：今は逐条についていうところに落ちちゃっているんですけど。

委員：逐条は自由に書けるんですか。

事務局：逐条はもう自由に、はい、書けますので、4つあったこともしっかり書きたいですし、できた経緯も書きたいです。

委員：これを見て逐条解説見たいなって思わせないといけないって自分は思うんですけど、これだと思わないですよ。へーってなってしまうので。これまでの経緯ってというのが分かるような、そちらも側も見たいような表現になっているといいのかなと。

事務局：おっしゃるとおり（資料2）1ページの最後の「私たち大人は」というところがここも含めてこどもが作っているのかどうかというのとは分からないですね。

委員：大人の言葉で挟んでいるんで、こどもの言っていることを。どこがこどもがしゃべっているんだろうという。

事務局：（資料2 1ページ）7行目に「条例の基本理念としてここに記します」って書いてあるんで、これ以降はこどもたちが考えたのかなって、私も思っているんですけど。

委員：その下に大人の意見が書いてあるので。

事務局：そこも含んでこどもも考えたんじゃないかっていう風に思うんですよね。

委員：そうです。

事務局：いろいろと例規ってお作法があって、1行あけるとか括弧は半角でとかいろいろお作法というものがあるんですね。

委員：それは事情は分かります。

事務局：お作法が引っかかってくるんですよね。

委員：お作法は大人の事情なので、こどもには関係ないですよね。無理は言っています。

事務局：正直ですね、こういうものができたときにどちらかというと手に取るのは、この硬い条例ではなくて逐条だという風に思っている部分もあるんですね。なので、まず逐条を手にとっていただくことが前提で啓発をしていく。例規って結局例規集に載ったり、今だったらネットで検索できるんですけど、私たちの中では本当に紙で例規集に載って、それを探すんですけど、手元にあるのって逐条だったり概要だったり、本当に長いものだったら重要なおとこだけ抜いてある概要だったりっていうものが手元に残ってくるので、この条例自体を、例えば補助金とかは違いますが、こういう理念条例だったらそれをこう持っているというよりは、逐条ができればそっちの方が出回るかなというところのちょっと逃げはあるんですけど。

委員：そういうことですね。啓発の仕方で変わるんじゃないかっていう。

事務局：そうですね、この条例をもって何かするということはあんまりないのではないかと思います。今までの例えば理念条例だったら、丁寧に逐条を作ったものだったり、概要版だったりというもので広報啓発をしてきていることがありますので。

委員：そういうことですね。

事務局：本当にあくまで例規はやっぱりお作法があるので、そこは何ともならないところがあるんですよ。残念ですけど。

委員：それも逐条に解説してもらえると、そういうことねって。要はこどもの声がつぶされたと受け取られても嫌だなというのがあったので、そういうのが大人の事情であるんだよというのを解説するのもまたそれはこどものためになるのかなとは思いました。

事務局：説明するときは、オリジナルを持っていくというよりも、概要だったり、パンフレット、チラシだったりする。説明資料のときは、ここがこどもが書いたよと分かるようなものにして見せてあげるという予定ではあります。これはあくまで例規集で見るとこれが出てくるという、そこはたぶんあまり見に行く人はいないんで、自治体の職員しか。こどもたちとか住民さんに広報していくときには、分かるようなもので周知をしていくという風でやっていきたいと思うので。

委員長：お作法には合わないかなと思うんですけど、「ここに記します」で書いてあるところで、ここってどこか分からないので、本当だったらこの書き方はあまり適切ではないとは思いますが、これって具体的には書けないですか。以下何段落とか。そんなのあまり見たことないのでだめかなと思うんですけど。そうすれば一応表現はできるかなと。

学校教育課：今のここに記すか以下に記すかはどっちでもいいんですけど、条例の基本理念としてそれをここに記しますって入れればいいんじゃないですか。それっていうのが何か

っていう、具体的に書くかどうかは別として。前文を創りましたってその前でいって、それをここに記しますといえ、それは以下なんだと前文という意味にならない？

委員長：この「ここ」は全体を指してるんですか。

学校教育課：前文の前書きっていう、前文はあくまでも「私たちの大口町は」から始まるんですよ。

事務局：今ちょっといただきました意見で、「ここに」のところをですね、分かりにくいというところで、「その前文」と書くか「以下」とするかですけど、仮に「以下に記します」として、（資料２）１ページの１番下の「私たち大人は」のところから大人の文章に変わってるんですけど、「以上のこどもが創りあげた前文を受けて、私たち大人は」とか、変えられるかどうか分かりませんが、変えることができるかもしれないと、今ここでできるとはいえないですけど、今ひとついただいたアイデアでそれを書くとうどうですかね。分かりますかね。

委員：そうですね、そうするとこどもがここを書いたよってというのが分かりやすくなると思います。

事務局：行政課の方に相談をしながら。

委員長：もしできなかったという場合は、もうこのままでいくということになろうかと思うんですけど、修正案は委員長及び副委員長に一任ということでお願いしますと最後に申し上げようと思うんですけど、そのような形になろうかと思います。

委員：無理を言っているのは分かっているの。

事務局：以下、以上のような感じで一旦検討させていただいていいですか。

[修正案は委員長及び副委員長へ一任とし、協議終了]

次第３：その他

事務局より、条例（案）の委員長及び副委員長への一任と委員の任期について説明
健康福祉部長よりあいさつ

※その他委員意見なし

[その他終了]